

神奈川県地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域のケアマネジメント提供体制を確保するため、県内の居宅介護支援事業所等が行う介護支援専門員の人材確保体制の構築や業務負担軽減のための取組及び事業所の経営改善に向けた取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中山間地域等とは、相模原市緑区（旧津久井町、旧藤野町）、南足柄市（内山及び矢倉沢）、大井町（赤田、高尾、柳及び篠窪）、松田町、山北町、真鶴町、湯河原町及び清川村をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、当該事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象として同表第4欄において知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）から寄付金その他の収入額を控除した額に対して交付するものとする。補助の対象とする事業所は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定された県内に所在する同表第2欄に掲げる事業所（以下「補助対象事業所」という。）とする。

また、この補助金は、第1条の目的を達成するために、この要綱の適用日以降に行う事業についても対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は補助対象経費から除外する。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区分が難しいもの
- (3) 既に他制度で助成を受けている取組内容

3 補助基準額は、同表第3欄に掲げるものとする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、補助を受けようとする事業所ごとに算出するものとし、前条第1項の規定により算定した額と同条第3項の補助基準額を比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第5条 補助事業において、補助対象経費の中に補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）の自社

調達又は申請者若しくは補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

- (1) 申請者又は補助事業者の自社調達の場合
原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- (3) 申請者又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達の場合（上記(2)を除く。）
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出期日等）

第6条 申請者は、規則第3条第1項の規定による神奈川県地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 規則第3条第2項第1号の規定による事業計画書は、神奈川県地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金事業別計画書（第2号様式の1～5）とする。

3 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 役員等氏名一覧表（第1号様式 付表）
- (2) 補助事業に係る収支予算書の抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

（暴力団排除）

第7条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当する

もの

- 2 知事は、補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金事業実績報告書（第4号様式）に次の書類を添えて、補助事業完了の日から起算して、1か月を経過した日又は知事が別に定める期日までのいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- (1) 補助事業別実績報告書（第5号様式の1～5）

- (2) 補助事業に係る収支決算書の抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類
- (財産の処分の制限等)

第 13 条 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次の表のとおりとする。

財産の種類	期間
補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまでの期間

- 2 規則第 17 条の規定による知事の承認を受けて財産の処分したことによって収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。
- (届出事項)

第15条 補助事業者は、所在地、名称又は代表者を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(書類の経由)

第16条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課を経由しなければならない。

(その他)

第17条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 21 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 31 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 3 条、第 4 条関係）

1 補助事業 事業区分	2 補助対象事業所	3 補助基準額	4 補助対象経費
介護支援専門員人材確保支援事業			
中山間地域等における採用活動の支援	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、特定施設入居者生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防ケアマネジメント事業所	1 事業所当たり 30 万円	事業の実施に必要な経費 （報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金）として知事が認める経費
介護支援専門員業務負担軽減支援事業			
事業所内のタスクシフト支援	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所	1 事業所当たり 40 万円	事業の実施に必要な経費 （報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金）として知事が認める経費
その他業務負担軽減に必要な支援			
介護支援専門員同行訪問支援	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所	30 分未満の同行訪問 1 回につき 2,500 円 30 分以上の同行訪問 1 回につき 4,000 円	事業の実施に必要な経費 （報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用

			【中山間地域等に事業所が所在する場合】 30 分未満の同行訪問 1 回につき 3,500 円 30 分以上の同行訪問 1 回につき 5,000 円	費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金）として知事が認める経費
	介護支援専門員安全確保対策支援		1 事業所あたり 10 万円	
居宅介護支援事業所等経営改善支援事業				
	経営改善の支援	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所	1 事業所当たり 40 万円	事業の実施に必要な経費 （報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金）として知事が認める経費
	利用者確保等のための広報活動に関する支援		1 事業所当たり 30 万円	